

文教大学大学院言語文化研究科 博士学位授与概要

申請者氏名	鬼山 信行	報告番号	乙第 1 号
学位の種類	博士 (文学)	学位授与年月日	2018年2月21日
学位論文題目	日本語 従属節から見た時制と条件性を持つ従属節		
	英語 Tense Viewed from Subordinate Clause and Subordinate Clause with Conditionality		
審査委員	白井 啓介 (研究科長)、紙 宏行 (専攻長)、蔣 垂東 (本研究科教授)		
	川口 良 (本研究科教授)、矢澤 真人 (筑波大学教授)		

1. 論文内容の要旨

本研究では、田窪 (1987) 「統語構造と文脈情報」 (『日本語学』 第 6 巻第 5 号) で提出された方法を用いて、南不二男 (1964) 「述語文の構造」 (『国語研究』 18) その他で言う 従属句 (節) の B 類と C を厳密に区別し、その結果 見えてくる従属節の振舞いを捉え、従属節の構造的地位も追究した。全体は第 1 部 (第 1 章～第 4 章)、第 2 部 (第 5 章～第 8 章)、第 3 部 (第 9 章) の 三つの部分からなる。

第 1 部の 第 1 章では、体系的方法を適用してカラ節 B 類と C 類を見ると、B 類は相対時制を持ち、C 類は絶対時制を持つということ論じた。また、スル形は時制と関係がない式であると結論した。カラ節 B 類は、相対時制を持つことが単独の例からも読み取ることのできる「シタからスルのか」で発話時が最初に来て次に従属節事態時が続き最後に主節事態時が来るという順序の例がない (例えば「今日西の空がどうなったから、明日晴れるの」は従く発く主の順序であり、発く従く主の順序となる「今日西の空がどうなったなら、明日晴れるの」と対照的である) が、このことをカラ節に相対時制がないのではなく、カラ節の個性と過去時制を持つことからそうなっていると解釈した。カラ節 B 類が相対時制を持ち、C 類が絶対時制を持つことは、直ちに従属節 B 類が一般に相対時制を持ち、C 類が一般に絶対時制を持つことにつながる。ただし、連体節だけは状況がはっきりしない。

第 2 章では、「関係ない彼女が泣くのでびっくりした」「アパートのおれ部屋のドアをノックするから、開けて廊下を見ると、顔一面にベタ白いものを塗りたくった妙な男が立っている」といったスル形のノデ節・カラ節で過去の状況を切り出す例がもたらす問題を論じた。こういった例について、岩崎 (1994) 「ノデ節、カラ節のテンスについて」 (『国語学』 179 輯) では「知覚動詞の補文に現われるル形と同じ、動きを概念として差し出しているだけの不定形だと考える」 (岩崎 1994: 8) とされ、従属節事態が主節事態に時間的に先行することについては時制以外の面から説明が与えられているが、本章ではこういった例が B 類であり、スル形が時制と無関係な形式であることから起こる、少数派の (相対) 過去時制を持ち、述語の形式としてはスル形である例であると解釈した。

第 3 章では、久野暉 (1973) 『日本文法研究』が指摘するタラ節事態とト節事態が主節事態に時間的に先行する現象 (久野 1973: 109、113、(i)、120、(Aiii)) について、それが B 類のタラ節・バ節・ト節にみられるものであることを確かめ、これらの従属節 (B 類) が (相対) 過去時制だけを持つことであるという解釈を与えた。(それぞれの C 類は (絶対) 過去時制と (絶対) 非過去時制を持つ。) この解釈の延長として、ナラ節 B 類が (相対) 過去時制だけを持つという予測を提出し、青空文庫のデータ (約一億字) のすべてのナラ節から田窪の方法で得られた確実な B 類のナラ節の状況を見ることで、検証を行った。結果は述語の形式が確かめられる 22 例の B 類のナラ節がすべてシタ形を持っているということで、予測が裏付けられた形になっている。この結果により、一つにはスル形とシタ形の分化がない従属節でも B 類 (と C 類) であれば時制を持つことと、時制の一つの値しか持たない従属節が存在することが明らかになった。

第4章では、第1章と第3章の結論により、時制形式の分化がない従属節もB類とC類には時制が存在するということが得られたので、時制形式の分化がない従属節の代表としてテ節の状況を検討した。生成文法の研究では連用形節・テ節などに時制の存在を認める研究があるが、それ以外では研究がない状況で、南と田窪の研究を下敷きにしてテ節の時制を論じるのが本章の趣旨である。生成文法の研究ではA類からC類までの階層（ひいては従属節の内容）の違いに気づかないか、気づいても無視して、おしなべて時制を持つとしているが、それぞれの階層のテ節のふるまいを見る限り、A類は時制を持たず、B類は相対時制を持ち、C類は絶対時制を持つという結論が妥当であるとした。

第1部においては、従来の研究が従属節の時制について個別の例の読み取りを積み重ねて全体の論に至る結果すっきりしない結論を出していたのにひきかえ、体系的方法によって明確な見方ができたこと、その結果スル形の時制に関係しないということの意味するところを明確に論じることができたこと、ナラ節以外の条件節のように時制の外形的な表れがない従属節にも時制が存在することを、従来のように理論面の仮定としてではなく、実証的に論じることができたことなどが主な進歩である。スル形の性格については近年同様の結論を出す研究が現れてきたが、本稿の第1章のもとになった論文が最も早く論じたものである。第1部から見える今後の課題としては、B類の従属節が相対時制を持つ機序の解明が挙げられる。これに関連して、従属節C類のモダリティが一部のものに限られる機序の解明も待たれる。

第2部の第5章では、「知らないのに言うな」といったノニ節を含み、モダリティの形式としてナを持つ文について、ノニ節がナによって否定化・モダリティ化されることが明らかにされ（才田いずみ1980「『のに』と『ても』」『アメリカ・カナダ十一大学連合日本研究センター紀要』3: 44-45）、また、「知らないのに言う」ことが確定した事態になっている状況で発話されるという観察がある（前田直子1995「逆接を表す『～のに』の意味・用法」『東京大学留学生センター紀要』5: 114）が、さらに観察を付け加えると、こういった文には発話時以降の時間に言及する時間表現が生起しない、聞き手に向けられない発話も想起しやすい、事態に対する否定的な感情とともに現れるなどの性質がある。これらの全体を勘案すると、ノニ節を含みモダリティの形式としてナを持つ文のモダリティは<述べ伝え>や<述べたて>であるという結論になることを述べた。また、この章では、ノニ節のC類の一部の実例の整理をした。

第6章では、一部の従属節と主節のモダリティが共存しないという問題について、関わるモダリティ、従属節の範囲が漠然と指摘されてきた（南1964、18: 83-86など）が、本章では<働きかけ>、<表出>のモダリティを持つ文に条件性を持つB類の従属節が生起できないこととして特定した。その場合に、例外となるように思われてきたのが「知らないのに言うな」などの文だが、第5章での解明によって例外でないことが明らかになっている。また、「??お客があとどれくらい入ったら始めようか」といった例も第6章の結論の結論に反する可能性があるかのように見えるが、実例で検証したところ、「お客があとどれくらい入ったら始まるの」といった例に比べて例が存在するとは言えず、この章の結論が保たれることが確かめられた。

第7章では、可能性としての関係の枠を与えると特徴づけられる条件節が事実と関係する道には、(1)可能性としての関係が実地に移されたという意味要素を得て事実と調停される（事実用法、B類）、(2)事実の反対（可能性のままである）を表現する（反事実条件、B類とC類）、(3)何らかの点に着眼して事実を事実扱いしない（C類）などがあることを述べた。また、譲歩のテモ節にも事実用法があり、否定の要素があるため予想外という意味要素が埋没してしまうためか、これは起こりやすく、日本語以外でも譲歩の従属節には事実用法にあたるものが指摘されている（田中廣明(1989)「evenと譲歩節」『徳島大学総合科学部紀要 人文・芸術研究編』2、林迪義(1998)「事実的譲歩文におけるmême si」『フランス語学研究』32）。

第8章では、[[pノニ]q]、[pガ]q、[pケレドモ]qといった文が $\neg P \rightarrow Q$ を意味として含むことを述べた。これは、 p but q を論理的に p and q と同等とする取り扱い（例えばクワイン、W. O. (1972)『現代論理入門』大修館書店: 23-26）に代わるもので、（自然）言語のこの部分に対する、より良い論理的近似になっている。この章の解明により、第6章で言う条件性とは条件結合子を持つ命題を意味の内に含むことであることがより明確になっ

た。

第2部では、従来、一部のB類の従属節が一部のモダリティを抑制することとして漠然と語られてきた現象について、[+意志]の素性を持つモダリティ（<働きかけ><表出>と一部の<問いかけ>）によってモダリティ化される領域に条件性を持った従属節が生起できないことを明らかにした点が進歩である。また、従来は上に書いたように従属節がモダリティを抑制するという方向で語られてきた（＝語順による発想が残存している）が、従属節の構造的地位からして、主節のモダリティが従属節を抑制するとみなさなければならないことが明らかになったことも進歩である。一方、第2部で解明された条件性を持つ従属節が[+意志]の素性を持つモダリティによってモダリティ化される領域に生起できないことの原因は明らかでなく、将来の研究課題である。

第3部（第9章）では、従属節がそれと同等の構成体の内部に位置すると取り扱われてきた（南1964、田窪1987、吉本啓1993「日本語の文階層構造と主題・焦点・時制」『言語研究』103）ことについて、モダリティのあり方からしてC類の従属節はC段階の構成体に取り付けられ、その外部にあると結論されることを述べた。B類とA類の従属節もC類と同様に、それと同等の構成体に取り付けられ、その内部には含まれていないことになる。また、従属節C類に構造上最も上位のモダリティがあり、従属節も主節も三つの段階からなる。これは従来の四段階の説からの改新である。

第3部では、文法的関係があるとは一方が他方の内部にあることであるという従来の考え方を打破し、一方が他方の外にあって関係するという構造関係の把握への転換を行った。また、従属節と文それぞれについて仮定した三つの階層は、他の理論を眺めると、汎言語的に妥当な構造を捉えている可能性がある。

2. 審査結果の要旨

本論文は、日本語の従属節のテンス・アスペクトに関わる体系的な研究である。

日本語の従属節については、これまでに南不二男や久野暉、田窪行則などをはじめとする多くの研究が行われてきた。特に、従属節のテンス・アスペクトについては、いわゆる絶対テンスと相対テンスとの関わりから、集中的な検討が行われてきたが、現在でも十分に明らかにされていない現象が残されている。本論文で、著者はこうした従属節のテンス・アスペクトに立ち向かい、体系化することを試みている。

著者は、体系化にあたって、従属節の4段階のうち、C類はモダリティの表現が出現するが、B類（およびA類）にはモダリティ形式は出現しないという南の規定と、B類（およびA類）は文全体の疑問の焦点になるが、C類・D類はそれが出来ないという田窪の規定とを、従属節のそれぞれに丁寧に当てはめ、第1部では主として従属節のテンス・アスペクトについて、第2部では従属節のモダリティについて検討し、第3部では、そこから描き出される主節と従属節との体系について論じている。この過程で、従来、例外として扱われてきた現象に対し、徹底的な検討が加えられ、位置付けの修正や解釈の是正が行なわれ、類ごとに統一した解釈が提示されるのである。

本論文の最も大きな成果は、第1部における従属節の時制に関する体系化にある。著者は、丹念な観察と、類の共通性の徹底的な追究とによって、従属節の時制の体系化を成し遂げている。たとえば、第1章において、主節と従属節の時の関係に関わる観察では、主節の事態の時・従属節の事態の時・発話時の先後の順列により、6つのパターンをたて、B類のカラ節を含む文とC類のカラ節を複文とがこのどこに入るかを徹底的に観察していく。そして、B類のカラ節はすべて「相対〈過去〉時制」と解釈でき、C類のカラ節はすべて「絶対〈過去〉時制」であると解釈できることを示す。こうした徹底的な観察の上で、「B類の従属節が相対時制を持ち、C類の従属節は絶対時制を持つ」と解釈できること、「シタ形は過去時制を反映するが、スル形は時制の価を反映しない」と解釈できるといった、統一した解釈が提示される。そして、この二つの仮説の例外と見える現象について、詳細な検討が行われ、それらが例外ではなく、本論文の体系の枠内で処理できることが示される。著者による丹念な観察とそこから導き出された統一的な解釈、丁寧な例外処理により、B類の従属節とC類の従属節は、類としての共通性が保証され、よりすっきりした体系化が可能となったのである。

ただ、本論文にも課題がないわけではない。条件節を中心に、従属節の形式と主節のモダリティとの関係について検討を加えた第2部、第1部と第2部を総合して南の4分類に替わる新たな体系を示すことを目論んだ第3部では、それぞれ重要な指摘がなされているが、全体の体系を浮かび上がらせるには至っていない。また、スル形の解釈に関しては、従来の時制論における扱いとどのように整合が図られるか、議論を呼ぶことが予想される。

また、従属節は日本語学の文論の研究において、最も重要な課題で、相当な研究蓄積のある分野であるが、本論文では研究史の概観に対して周到な言及がなされているとはいえないふしもあり、論者の従来積み重ねてきた各論の集成に終始する観が残る。そこから、本論文の、現時点での研究史上の位置付けを見えにくくさせる憾みが残る。また、例文、言語資料が、母語話者の直観のみに基づく解釈が主となりがちで、文法を意味的側面から説明するという今日の方向性に沿わない側面も垣間見える。

これらの課題や若干の不満を感じさせる諸点は、あくまでも本論文が提示した体系によって浮かび上がってきたものであり、また詳細かつ綿密な解釈を積み上げてきた結果として目につくこととなったものである。いわば、新たな高みに到った結果導き出された発見ともいえる。したがって、このことは決して本論文の大きな価値を損ねるものではないと断言できる。論文記述、構成上における若干の不備と併せて、今後公刊される際に、再度十全の点検と相応の補筆が行われることによって解消されうると確信する。

本審査委員会としては、以上の点での本論の意義を高く評価し、博士学位を授与するに値する大きな研究成果であると判定した。